

### ヒアリング事項（宮本信也参考人）

- 「医療ネグレクト」に関して、これまで医師又は研究者として接した御経験や研究内容などについて、簡単に御紹介ください。
- 医療の現場において、未成年者の治療に関する親の同意は、一般的にどのような位置付けで理解され、どのように扱われていますか。
- 「医療ネグレクト」の一般的定義はどのようなものですか。また、医療の現場において、「医療ネグレクト」として問題となる主な場面について、御紹介ください。
- 現在の民法の親権制限に関する規定では、親権者が親権を濫用したときは親権を喪失させることができるものとされており、実務上、「医療ネグレクト」の事案においては、親権喪失を本案とした審判前の保全処分で職務代行者が選任され、子の治療は職務代行者の同意を得て実施するという方法が採られています。この方法では足りず、不都合が生じるというような場合がありますか。あるとしたら、それはどのような場合かをお教えてください。
- 医療について未成年者の親権者の同意が得られない事例のうち、どのような場合に、親権者の親権を制限してその不同意が医療の実施の支障とならないようにすべきとお考えですか。逆に、親権者の同意が得られない事例のうち、どのような場合には、その不同意が尊重されるべきとお考えですか。また、この前者と後者をどのように区別するのが適切か、線引きについての御意見をお聞かせください。
- 上記の区別について、具体的な事案において、だれがどのような手続で判断するものとするのが適切だとお考えになりますか。